

草津公共職業安定所 育休代替任期付任用職員 募集要項

1 職種

草津公共職業安定所 育休代替任期付任用職員（常勤職員）

2 募集人員

1 名

3 業務内容

雇用保険課における失業等給付窓口を中心とした業務全般

- ・ 求職者給付に関する業務（受給資格の決定、給付日数及び離職理由等の判定等）
- ・ 日雇労働者給付に関する業務（受給資格の確認、雇用保険日雇労働被保険者手帳の交付等）
- ・ 各種給付金及び手当に関する業務（再就職手当、就業促進定着手当等）
- ・ 電話対応及び給付に関する相談業務
- ・ その他所属長が指示する業務

※本募集は、育児休業を取得する職員の代替として行うものであり、採用後は一般職の国家公務員として、正規職員と同等の職種及び職責のもとで勤務していただきます。

4 応募資格

次のいずれにも該当しない方

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く。）

5 任用期間

令和8年10月1日以降の採用日から令和9年3月31日まで

※育児休業取得職員の育児休業期間が延長された場合は、勤務成績等を考慮の上、再度任用される場合があります。

6 採用予定日

令和8年10月1日（木）以降で調整

※実際の任用開始日は、育児休業取得職員の育児休業期間に応じて決定します。従って、出産日が予定日より変更となった場合等については、任用開始日が変更となる場合があります。

7 勤務地

草津公共職業安定所

〒525-0027

滋賀県草津市野村五丁目17番1号

8 勤務時間及び休暇

（1）勤務時間

1日7時間45分

※勤務時間帯の詳細については採用時にお知らせします。

（2）休日

原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始

（3）休暇

年次休暇のほか、病気休暇等の各種休暇制度があります。

9 身分及び給与等

採用後の身分は国家公務員となり、国家公務員法に基づく服務規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止等）が適用されます。

給与については、「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき支給されます。初任給は、学歴及び職務経験等を踏まえて決定します。

また、支給要件を満たす場合には、次の各種手当等が支給されます。

- 扶養手当
- 住居手当
- 通勤手当
- その他各種手当

詳細は別紙「給与等について」をご確認ください。

なお、在職中は自営業を含め、原則として兼業はできません。

10 選考方法

(1) 選考内容

- 筆記試験
- 人物試験（個別面接）

※筆記試験及び人物試験は同日に実施します。

※選考には2時間から3時間程度を要する場合があります。

(2) 選考会場

草津公共職業安定所 大会議室

11 応募方法

(1) 提出書類

- 履歴書（写真貼付）
- 職務経歴書

※履歴書及び職務経歴書の様式は問いません。

※履歴書には学歴、職歴及び保有資格等を記載してください。

※職務経歴書に代えてジョブ・カードを提出することも可能です。

※応募に当たっては、事前にハローワークの職業紹介を受けてください。

(2) 提出方法

選考当日に持参してください。

(3) 提出先

草津公共職業安定所

12 応募期限及び選考日時

(1) 応募期限

令和8年8月21日（金）午後5時15分まで

(2) 選考日時

令和8年8月27日（木）午前9時30分から

13 選考結果の通知

選考結果は、選考実施日から概ね1週間以内に通知します。

採否にかかわらず、応募者全員に電話又は文書により通知します。

14 採用内定後の提出書類

採用内定後、次の書類を提出していただきます。

- 健康診断結果（直近3か月以内に受診したもの）
- 最終学歴の卒業証明書
- 在職証明書（職歴が複数ある場合は原則として全て）
- その他必要と認める書類

詳細については、採用内定通知の際にお知らせします。

15 留意事項

本募集は、育児休業取得職員の代替任用を前提として実施するものです。

そのため、当該職員が育児休業を取得する必要性がなくなった場合には、採用内定後であっても任用を行わない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

16 個人情報の取扱い

応募により取得した個人情報については、本採用選考及び採用後の人事管理に関する事務のために利用し、これらの目的以外には利用しません。

また、取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法令等に基づき適切に管理し、法令に定める場合を除き、本人の同意なく第三者に提供することはありません。

17 応募等に関する照会先

草津公共職業安定所

〒525-0027

滋賀県草津市野村五丁目17番1号

電話：077-562-3720（部門コード 51#）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

(別紙)

給与等について

1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基俸給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（19 万円～31 万円程度。）

2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当・・・扶養親族のある者に、子 1 人につき 13,000 円等

住居手当・・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高 28,000 円

通勤手当・・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1 か月あたり最高 150,000 円）

期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・・・年間の標準支給月額は概ね 4.65 か月分ですが、在職期間別割合に応じた按分支給になります。